

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【公開番号】特開2012-103248(P2012-103248A)

【公開日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2012-021

【出願番号】特願2011-244055(P2011-244055)

【国際特許分類】

G 01 T 7/00 (2006.01)

A 61 B 6/00 (2006.01)

【F I】

G 01 T 7/00 A

A 61 B 6/00 3 0 0 W

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月29日(2014.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリマーを含む第一の層と、

該第一の層の表面に又は内部に形成される第二の層であって、前記第一の層に破損が生じた場合にも前記第一の層の構造的一体性を保つ第二の層と
を備えた可搬型X線検出器用の筐体構成要素。

【請求項2】

前記第二の層はメッシュ構造を含んでいる、請求項1に記載の筐体構成要素。

【請求項3】

前記メッシュ構造は金属メッシュ構造を含んでいる、請求項2に記載の筐体構成要素。

【請求項4】

前記第二の層は金属又は金属合金を含んでいる、請求項1乃至3のいずれかに記載の筐体構成要素。

【請求項5】

第三の層をさらに含んでおり、前記第二の層及び前記第三の層の一方がニッケルを含んでおり、前記第二の層及び前記第三の層の他方が銅を含んでいる、請求項1乃至4のいずれかに記載の筐体構成要素。

【請求項6】

前記第二の層は前記検出器アレイを電磁干渉から遮蔽する、請求項1乃至5のいずれかに記載の筐体構成要素。

【請求項7】

検出器アレイと、

該検出器アレイを収容するように構成された請求項1乃至6のいずれかに記載の筐体構成要素と

を備えた可搬型X線検出器アセンブリ。

【請求項8】

前記第二の層はスパッタリング、化学的気相堆積、又は物理的気相堆積の1又は複数を介して形成される、請求項7に記載の検出器アセンブリ。

【請求項 9】

可搬型 X 線検出器アセンブリを製造する方法であって、少なくとも第一の層及び第二の層を含む筐体を作製するステップであって、前記第一の層はポリマーを含んでおり、前記第二の層は前記第一の層に破損が生じた場合にも前記第一の層の構造的一体性を保つ、作製するステップと、前記筐体の内部に検出器アレイを載置するステップとを備えた方法。

【請求項 10】

前記第二の層は金属又は金属合金を含んでいる、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記筐体を作製するステップは、前記第一の層に前記第二の層を気相堆積させることを含んでいる、請求項 9 または 10 に記載の方法。

【請求項 12】

前記筐体を作製するステップは、前記ポリマーを含む第三の層を形成することを含んでおり、前記第二の層は、前記第一の層及び前記第三の層を分離し、メッシュ構造をインサート成形することを介して形成される、請求項 9 乃至 11 のいずれかに記載の方法。

【請求項 13】

前記筐体を作製するステップは、第三の層を形成することを含んでおり、前記第二の層及び前記第三の層は異なる金属で形成される、請求項 9 乃至 12 のいずれかに記載の方法。

【請求項 14】

前記第二の層は銅を含んでおり、前記第三の層はニッケルを含んでいる、請求項 13 に記載の方法。